

岐阜県揖斐総合庁舎 広告募集要領

- 1 広告掲出場所及び掲出枠数
揖斐総合庁舎1階、2階及び3階 階段踊り場 **3 枠**（別添図面1番～3番）

- 2 広告の種類・規格
B2版 縦（縦728 mm×横515 mm）のポスター掲出
※ ただし、既存のポスター等のサイズにより、これにより難しい場合は、ご相談ください。
（対応可能な場合）
※ ポスターは広告申込者が作成。県が別途設置するフレーム等により固定します。

- 3 掲出期間
令和 7 年 4 月 から 令和 8 年 3 月

掲出月	掲出期間	掲出月	掲出期間
4 月	1 日（火）～ 30 日（水）	10 月	1 日（水）～ 31 日（金）
5 月	1 日（木）～ 30 日（金）	11 月	4 日（火）～ 28 日（金）
6 月	2 日（月）～ 30 日（月）	12 月	1 日（月）～ 26 日（金）
7 月	1 日（火）～ 31 日（木）	1 月	5 日（月）～ 30 日（金）
8 月	1 日（金）～ 29 日（金）	2 月	2 日（月）～ 27 日（金）
9 月	1 日（月）～ 30 日（火）	3 月	2 日（月）～ 31 日（火）

- ※ 掲出期間は1か月単位ですが、各掲出月の初日及び終日が日曜日、土曜日等の閉庁日に当たる場合は、掲出開始日及び掲出終了日を上記の表のとおりとします。
※ 広告は、原則として、掲出開始日の午前9時までに掲出し、掲出終了日の午後5時以降に撤去することとします。

- 4 料金
広告掲出料 : 5,238 円（1枠 1か月当たり）
※ 上記料金には、消費税及び地方消費税を含みます。

- 5 申込受付期間
随 時
※ 持参する場合の受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時までです。

- 6 申込みの方法
(1) 広告掲出申込書に必要事項を御記入ください。
(2) 申込書に代表者印を押印し、下記書類を添付して申込期間内に直接持参又は郵送してください。
(3) 申込書に添付する書類
・ 広告図面及び説明書等
・ 広告図案（イメージ、スケッチ等）、文面（原稿案等）、説明書等

- 7 申込みに関しての留意事項
・ 掲出したポスターは原則的に返却しませんので、ご了承願います。
・ なお、返却を希望する場合は、お申し出ください。
・ 1枠／1か月から申込みができます。
・ 希望期間の上限は12か月、希望枠数の上限は原則として1枠とします。
・ 掲出位置は、抽選で決定するため、位置の指定はできません。
・ 広告作成費用は、広告主の負担となります。
・ 広告掲出期間が複数月の場合、原則として、1か月単位で広告内容を変更することができます。
・ ただし、事前に県への協議が必要です。

- 8 掲出できない広告
次に該当するものは、掲出できません。
・ 岐阜県揖斐総合庁舎広告掲出要綱第4条第1項各号に定める業種又は事業者に係るもの。
【例】風俗営業、消費者金融、県指名停止業者、県税滞納者
・ 岐阜県揖斐総合庁舎広告掲出要綱第4条第2項各号に定める内容のもの。
【例】法令違反、公序良俗違反、政治性・宗教性があるもの
・ その他県の広告事業として不適切なもの。

9 選定方法

(1) 申込内容が岐阜県揖斐総合庁舎広告掲出要綱等に適合するかどうかを審査した後、申込枠数が設定枠数を超えている場合は、次に掲げる事項に適合する順によって優先して選定します。

- ① 県内に事務所等を有する者
- ② 申込みの掲出希望月数の延べ数が多い者

(2) 上記により選定してもなお設定枠数を超える場合は抽選によります。

10 広告関係規定

- ・ 岐阜県揖斐総合庁舎広告掲出要綱
- ・ 岐阜県揖斐総合庁舎広告取扱基準

【問い合わせ先】

〒 501-0603 岐阜県揖斐郡揖斐川町上南方1-1

揖斐県事務所 振興防災課 管理調整係

電 話 : 0585-23-1111 (内線203)

FAX : 0585-22-1829

電 子 メ ー ル : c20503@pref.gifu.lg.jp